

令和 2 年  
第 4 回 立 川 市 農 業  
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和 2 年第 4 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 2 年 5 月 2 5 日（月）午後 3 時

会場 1 0 1 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - (1) 事務報告
  - (2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
  - (3) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 4 議事
  - 議案第 1 号 引続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
- 6 閉会

令和2年第4回立川市農業委員会総会

令和2年5月25日(月)

立川市役所101会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	粕谷秀夫君	10番	欠席
2番	鈴木豊君	11番	欠席
3番	金子波留之君	12番	欠席
4番	内野英樹君	13番	欠席
5番	鈴木和昌君	14番	欠席
6番	小峰喜昭君	15番	欠席
7番	欠席	16番	馬場宏君
8番	島田加美君	17番	梅田守男君
9番	欠席		

事務局職員

次長 奥野武司君

係長 原島邦雄君

主任 横井雅司君

午後 2 時 5 9 分 開会

議長 定刻になりました。改めまして、皆さん、こんにちは。

新型コロナウイルスで仕事もいろいろ狂ってしまって、総会も 4 月は開催できませんでした。それから、現地調査もできませんでした。ここで 5 月に来まして、4 月の分もやらせていただきますので、今日は議案が 8 件ほどありますので、よろしく御審議をしていただきたいと思います。

また、農家だけではなく、いろんな中小企業の方々が一番大変ではないかなと思うんですけれども、コロナに負けず頑張っていて、これからもやっていければと思っております。

また、今日もいろいろ会見があるそうですけれども、徐々に解決してくるのではないかと思いますけれども、二次感染、三次感染がありますので、今の気持ちを余り楽観しないで、ぜひ全世界がコロナを撲滅するようにしていただかないと、来年のオリンピックもちょっと危ぶまれてきてしまいますので、ぜひみんなで頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

北多摩連合会のほうもそうですけれども、全部書面決議で、総会も中止になりました。また、農業会議も理事会、常設審議委員会等があるんですけれども、これも全部書面決議となっております。また、いろいろな事業に対しても、縮小されたり中止になったりということが大変多いようでございますので、御報告させていただきました。

それでは、ただいまより令和 2 年 5 月第 4 回立川市農業委員会総会を開会いたします。

本日は新型コロナウイルス感染防止の観点から、委員の皆様にも御理解をいただき、出席委員を私、会長、職務代理者並びに両部会長、両副部会長及び現地調査を立会いしていただいた委員に出ていただいておりますので、よろしく願いいたします。それで過半数以上の委員が御出席しておりますので、立川市農業委員会会議規則第 6 条の規定によりまして、本総会は成立しております。

なお、本総会に付議すべき項目は、別紙のとおりであります。  
御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長      それでは、初めに、議事録署名委員の指名ですが、本日御出席の委員の中からお願いすることになっておりますので、すみませんが、16番の馬場委員と17番の梅田委員の御両名にお願いをいたします。

            それでは、報告事項であります。 (1) 事務報告、(2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出が今回5件出ております。それから、(3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出が、今回多く出ておりました、8件。一括して事務局より報告をお願いいたします。よろしくどうぞ。

次長      本日、局長は、ちょうど同時刻から始まっております新型コロナウイルス感染症対策本部に出席しているため、代わりに私から報告をさせていただきます。

            初めに、報告事項(1)事務報告を行います。

            4月の北多摩地区農業委員会連合会の理事会、幹事会並びに5月の通常総会につきましては、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面による審査、手続とし、開催に代えました。

            また、4月15日(水)に予定しておりました総会に向けた臨時調査及び24日(金)の農業委員会総会につきましても、同様の理由から中止とさせていただきました。

            5月に予定されておりました会議も、軒並み延期もしくは中止となっております。

            5月15日(金)、5月総会に向けた現地調査を実施いたしました。

            5月25日(月)、本日、令和2年度第4回農業委員会総会を開催してございます。

            明日以降の予定ですが、今後の会議等につきましても延期もしくは中止されることが想定されます。

            6月15日(月)、6月の総会に向けた現地調査。

6月25日(木)、令和2年第5回農業委員会総会を予定しております。開催につきましては、引き続き御出席いただく委員を制限させていただくこともございますので、御承知おきいただければと思います。

報告事項(1)事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項(2)農地法第4条第1項第8号の規定による届出5件について御報告いたします。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は錦町6丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は495㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

2件目、農地の所在は富士見町3丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は288㎡。転用目的は住宅用地でございます。

3件目、農地の所在は一番町4丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は19㎡。転用目的は住宅用地でございます。

4件目、農地の所在は砂川町5丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は19㎡。転用目的は住宅用地でございます。

5件目、農地の所在は栄町1丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況が宅地。面積は56㎡。転用目的は住宅用地でございます。

各々周辺略図を御参照ください。

続きまして、報告事項(3)農地法第5条第1項第7号の規定による届出8件について御報告いたします。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は砂川町6丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は2,261㎡。転用目的は住宅用地

でございます。

2件目、農地の所在は富士見町6丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は合わせて381㎡。転用目的は資材置場でございます。

3件目、農地の所在は幸町4丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は合わせて1,219㎡。転用目的は住宅用地でございます。

4件目、農地の所在は砂川町2丁目の3筆。地目は、登記簿上が畑、現況が宅地2筆と公衆用道路が1筆。面積は合わせて362㎡。転用目的は住宅用地でございます。

5件目、農地の所在は曙町1丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況が宅地。面積は36㎡。転用目的は住宅用地でございます。

6件目、農地の所在は一番町2丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は合わせて2,129㎡。転用目的は住宅用地でございます。

7件目、農地の所在は上砂町5丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は2,848㎡。転用目的は住宅用地でございます。

8件目、農地の所在は砂川町2丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は159㎡。転用目的は住宅用地でございます。

各々周辺略図を御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、何か質問がありましたらお願いをいたします。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問等がないようでしたら、報告事項については、これで終了いたします。

次に、議案第1号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、今回は8件を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、引続き農業経営を行っている旨の証明について御説明いたします。

現地調査を5月15日、申請者の立会いのもと、会長、小峰委員、金子委員、馬場委員、梅田委員、島田委員、鈴木委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。今回は8件でございます。

番号に沿って御説明いたします。

議案第1号の1、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地は栄町2丁目の3筆となります。

略図1を御覧ください。略図1は、自宅南側に隣接する南側に長く伸びた農地で、14棟あるハウスでトマト、ニンジン、インゲン、カキなどが、露地ではナス、タマネギ、トウモロコシなどが作付されておりました。

生産物は自家直売所、自販機を設けられ、販売されているとのことでございます。

農業従事者は、申請者本人、子供夫婦と孫でございます。

肥培管理は良好でした。

議案第1号の2、農地等の相続人の住所・氏名については、記載のとおりでございます。

特例農地は幸町4丁目の2筆となります。

略図2を御覧ください。略図2は、玉川上水南側に接する農地で、ピーマン、ナス、ジャガイモなどが作付されており、さらにサトイモを作付する準備も進められておりました。

生産物は玉川上水沿い緑道近くに直売所を設け、販売しているとのことでございます。近年、直売野菜の盗難が頻発しており、対応に苦慮しているとのことのお話ございました。

農業従事者は、申請者本人及び子供2名でございます。

肥培管理は良好でした。

続いて、議案第1号の3、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。



特例農地は、若葉町4丁目の1筆、幸町5丁目の2筆となります。

略図3を御覧ください。略図3-1は自宅南側に隣接する農地で、ハナミズキ、オリーブなどの植木が生産されておりました。略図3-2は若葉台小学校の西に位置する農地で、ソヨゴ、モチノキなど多品種の植木が生産されておりました。

周辺が住宅地で囲まれており、非常にごみの投棄が多いとのことで、対応に苦慮しているとお話がありました。

農業従事者は、申請者本人と子供でございます。

肥培管理は良好で、引き続き農業経営を続けていくことを確認してございます。

議案第1号の4、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地は砂川町7丁目の1筆となります。

略図4を御覧ください。略図4は国立音楽大学の西、市の都市公園に隣接する農地で、ジャガイモが作付されておりました。

農業従事者は、申請者本人と子供でございます。

御子息は専業ではなく、仕事の合間を見ての従事ということもあってか、作付面積はやや控え目と感じました。

特定生産緑地の指定の意向をお持ちであること、引き続き農業経営を続けていくことを確認してございます。

議案第1号の5、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地は上砂町2丁目の2筆となります。

略図5を御覧ください。略図5は、五日市街道の南に位置する農地で、植木やクリが生産されており、空きスペースに野菜が作付されておりました。

なお、2つに分かれている農地の間は、公図上青道とされている水路跡でございます。

肥培管理は良好でした。

続いて、議案第1号の6、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地は上砂町2丁目の5筆となります。

略図6を御覧ください。略図6は、五日市街道南側に接する南北に長い農地で、梅が植え付けられておりました。

境界のほうもしっかり確認してございます。

肥培管理は良好でした。

議案第1号の7、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地は一番町1丁目の1筆となります。

略図7を御覧ください。略図7は、五日市街道から南に入った第五中学校西に位置する農地で、キウイやエダマメ、2棟のハウスでイチジクを作付されておりました。養蜂もされており、時期合わせ、そのための花卉も作付されるとのことでございます。

農業従事者は、申請者本人と子供夫婦でございます。

3年前に特例農地適用の際の調査では、資材やコンクリート、剪定枝などの放置が見受けられましたが、しっかりと改善されており、肥培管理は良好でした。

議案第1号の8、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地は西砂町1丁目の6筆、2丁目の3筆となります。

略図8を御覧ください。略図8-1、自宅南側に隣接する南北に長い農地では、複数のハウスでトマトなどが作付されておりました。また、露地ではダイコン、タマネギ、トウモロコシ、クアサイ、エダマメなどが作付されておりました。西砂小学校東側に位置する農地ではブロッコリー、キャベツ、ジャガイモが作付されておりました。

農地に不要のコンクリートなどが放置されていたところから、対応をお願いしてございます。

略図8-2、西武拝島線南側に接する農地ではブロッコリーが作付されておりました。

農業従事者は、申請者本人と子供でございます。

広大な農地ですが、肥培管理は良好でした。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、順次説明をお願いしたいと思います。番号1については私のほうから補足説明をさせていただきます。

それでは、調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

まず、1番は私、2番は小峰委員、3番、金子委員、4番、馬場委員、5、6番を梅田委員、7番を島田委員、8番を鈴木和昌委員、よろしくお願いいたします。

それでは、番号1を私のほうから報告させていただきます。

この方は、先ほど説明がありましたとおり、ほとんどハウスで畑が埋まっているという状態で、14棟ですか。大変一生懸命やっている御家族でございます。農地等の境は完璧になっておりまして問題はございません。また、肥培管理のほうも、報告がありましたとおり、一生懸命やっておられまして、大変立派な農作物を生産されております。

以上でございます。

それでは、番号2について小峰委員のほうからお願いいたします。

6番 この方は、先ほど事務局より説明がありましたように、野菜の直売を行っている方です。畑にはトマト、キュウリ、ナス、ジャガイモ等が植え付けられておりました。また、大変高齢なんですが、大変一生懸命やっている方で、あと、子供さんも2人おりまして、手伝っているところでございます。肥培管理も良好で、特に問題はありませんでした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3を金子委員、お願いします。

3番 この方は植木生産に力を入れて、非常に大規模にやっつけらっしゃいまして、肥培管理のほうもちゃんとしていますし、境界のほうもちゃんとしています。

まず、略図3-1のほうの、ここの境界もちゃんとしていま

す。これは自宅の南ですけれどもね。3-2のほうも、ここは境界はちゃんとしているんですけれども、一番下の南のほうというんですかね。逆になります、南の道路のところに、かなり道路を通りながら、ごみを捨てられるということで、今までそこに植木というか、垣根があったんですけれども、それを伐採して、ちょっとブロックを高くするというので、フェンスで。この間、事務局も一緒に回って、一応こういうふうなことにしますということは言っていたので、日頃から一生懸命やっています、境界がちゃんとしていますので、肥培管理もちゃんとしていて問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

次に、番号4を馬場委員、お願いします。

16番 この方は、本人さんは、もう80を超える高齢になりまして、現地調査のときも来たんですけれども、歩けないということで、実質的に農業をやられているのは息子さん夫婦でございます。夏野菜等を植えてあったんですけれども、面積の割には活用していないんですけれども、息子さんも、まだ会社に勤めているということで、土日を使って農業をやるということで、夏はそれほどできなくて、冬野菜を中心にやられるそうです。肥培管理も良好ですし、勤めながらというと大変なので、これはこれでしょうがないなと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5、6を一括して梅田委員、お願いします。

17番 この方は御本人と息子さんでやられている方です。5と6を連動させていただきたいんですけれども、まず、5のほうは、北端のほうをサトイモ、ダイコン等の家事消費のものが作付されており、あとは大多数がクリ林になっております。それから、6番なんです、ここは全面的にウメ林になっています。両方とも業者さんを入れまして、下草等は刈り込まれてありまして、管理は良好に保っていると思っております。境界も間違いなく石

が入っていましたので。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号7を島田委員、お願いします。

8番 この方は息子さん夫婦と3人でされております。事務局で言いましたように、果実と野菜ということでやられております。あと、ハウスがございまして、ハウスにはイチジクなんかをつくっていました。また、この方は養蜂のほうをやっておりまして、蜂蜜のほうも販売をやっております。よくやられていると思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

最後になりました。番号8を鈴木和昌委員、お願いします。

5番 8番ですけれども、広大な農地に様々な作物が作付されておりました。境界のほうは確認ができ、先ほど次長のほうからもお話がありましたが、一部でがらがあったり、花のポットが積み上げられているところがありましたので、そこは片づけるようをお願いしてあります。肥培管理は良好で、問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いをいたします。梅田委員、どうぞ。

17番 この8番の方の、8-1の自宅続きの南側のほうで、一部分がへっこんでいるところ、これは家墓ですか。

議長 畑ですね。

これは、では、鈴木委員、説明してください。

5番 墓があった場所で、今現在はないんですが、農地から外れています。

17番 分かりました。

議長 よろしいですか。

17番 はい。

議長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

それでは、私のほうから。8番の、広大な面積がいろいろあるんですけども、先ほど事務局のほうから説明がありましたけれども、それから、鈴木委員のほうからもありましたけれども、自宅の前の畑にいろいろと資材が、整理整頓されていけばいいんですけども、本当に散らばっていて、ちょっと便利ですから構わず置いちゃたりして、すぐ使えるような状態なんだけれども、ちょっと散乱している感じに見えちゃうんですね。

それから、この方は前回、3年前もそうだったんですけども、ウド穴があって、そこに、それに利用しているわけじゃないんですけども、コンクリの細長い塀のような柱が五、六本あるんですよ。それも3年前と変わっていなかったみたいで、一応約束したんですけども、御本人も高齢でしたけれども、息子さんもやっていますので、あれは片づけないと、何かがあったときに大変だなと思うんですよ。言われてしまいますので。

確かに、農業を一生懸命やっていていいんですけども、やっぱりそういうところも徐々に整理整頓していただかないといけないのかなと。特に猶予制度を受けているところですから、一応そのようなことで、会議の中でそのような意見があったということをお伝え願えればいいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑はないものと認め、採決に移ります。議案第1号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、その他で何かございますか。事務局のほうで。

次長 特にありません。

議長       ありませんか。

          ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございますが、質問などありましたらお願いをいたします。

          ……質疑なしの声

議長       それでは、質問がないようであれば、総会を終了したいと思います。

          次回の総会は6月25日木曜日、午後3時から302会議室となっております。

          開催形態については本日と同様となる可能性がありますので、御承知おき願いたいと思います。

          また、本日の全員協議会につきましては、出席委員が半数ということもありますので、お集まりをいただいている時間の短縮の点から、御案内等の配付をもって開催に代えさせていただきたいと思います。そちらに皆さんの分があると思いますので、よろしく願いいたします。

          それでは、本日は、慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。これで終了といたします。ありがとうございました。

午後3時31分   閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを  
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員